



所得税額の控除に関する明細書

事 業 年 度

:

:

法人名

別表六(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

区 分		収 入 金 額		①について課される 所 得 税 額		②のうち控除を受ける 所 得 税 額	
		① (円)		② (円)		③ (円)	
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	G01		G07		G13	
剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)	2	G02		G08		G14	
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配	3	G03		G09		G15	
割 引 債 の 償 還 差 益	4	G04		G10		G16	
そ の 他	5	G05		G11		G17	
計	6	G06		G12		(内)	
						G18	
						G19	

剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本 所 有 期 間	所有期間割合 (10) (9) 〔小数点以下3 位未満切上げ〕	控除を受ける 所 得 税 額 (8) × (11)
		7 (円)	8 (円)	9 (月)	10 (月)	11	12 (円)

銘柄別簡便法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配当等の計算 期末の所有 元 本 数 等	配当等の計算 期首の所有 元 本 数 等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 〔マイナスの 場 合 は 0〕	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ (小数点以下3位未満切上げ (1を超える場合は1)	控除を受ける 所 得 税 額 (14) × (18)
		13 (円)	14 (円)	15	16	17	18	19 (円)

そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 金 額 の 明 細					
支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名	支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	収 入 金 額	控除を受ける所得税額	参 考
			20 (円)	21 (円)	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
計					